規則外第23号様式（横浜市開発事業等の調整等に関する条例関係）

特定中規模開発事業等（説明会の開催）

開発事業の構想について周知を受ける地域住民等のみなさまへ

横浜市では、「横浜市開発事業等の調整等に関する条例（以下「条例」といいます。）」により、開発行為や、大規模な共同住宅の建築等の開発事業を行う場合に、次のような手続を定めています。

|  |
| --- |
| **【条例で定める開発事業に関する手続】**１　開発事業を行おうとする開発事業者による開発事業の構想の周知２　開発事業の構想に対する地域住民等のみなさまからの意見聴取３　地域まちづくり計画及び周辺環境への配慮等に関する開発事業者と横浜市との協議 |

このたび、次の１の開発事業の区域において**開発事業を行いますので、条例の規定により、当該開発事業の構想について、地域住民等のみなさまに周知いたします。**

開発事業の構想について**御意見がありましたら、３及び５のとおり意見書を提出ください。**

なお、この用紙では、条例の手続の流れや、開発事業の構想に対する意見の提出方法、開発事業者から横浜市に提出された書類及び図面の縦覧・閲覧の方法等について御案内していますので、御覧ください。

１　開発事業の区域、番号及び問合せ先

|  |  |
| --- | --- |
| **開発事業の区域の所在地（地番）** |  |
| **開発事業受付番号** | 第　　　　　　　　　　号 |
| **開発事業の構想についての問合せ先** | **氏名** |  |
| **電話** |  |
| **E-mail** |  |

２　条例上の周知対象者と周知方法

|  |  |
| --- | --- |
| **周知対象者****（地域住民等の定義）** | ・　開発事業区域から**15ｍ**範囲内の土地所有者、建物所有者、建物占有者・　開発事業区域が含まれる地域まちづくり計画（建築協定、地域まちづくりプラン、地域まちづくりルール等）の運営団体 |
| **選択した周知方法** | **説明会の開催（２回以上）**※　説明会の開催日時及び開催場所等については、別添資料を御覧ください。 |

３　意見書の提出（※開発事業者に提出します。）

|  |  |
| --- | --- |
| **提出期限** | **年　　　　　月　　　　　日まで** |
| ※　説明会の最終開催日から５日以内に意見書が提出できます。※　国内から郵送・信書便により送付する場合は、当日消印有効です。 |
| **提出方法** | ①　手渡し、又は郵便・信書便により送付②　電子メールでの送信 |
| **提出先** | **住所・氏名** | 〒 |
| **E-mail** |  |
| **意見の対象** | 開発事業の構想について御意見を提出できます。 |
| **留意事項** | ※　意見書には、１の**「受付番号」又は「開発事業の区域の所在地（地番）」**のいずれかと、**「御意見を提出する方の住所・氏名」を明記**してください。※　意見書の様式は、P.３の７(2)のウェブサイトよりダウンロードできます。なお、それ以外の様式の書類等の提出も可能です。 |

４　条例の手続の流れ

**地域住民等**

**開発事業者**

**横浜市**

**①標識の設置**

開発事業者は開発事業の構想の周知を図るため、現地に標識を設置し、標識設置届出書を市に提出します。

標識設置届出書は、市が内容を確認後に、ウェブサイトに掲載し、閲覧に供します。

（P.３の７(1)を参照。）

開発事業者は、説明会を開催し、開発事業の構想について説明して周知します。

地域住民等のみなさまは、説明会の最終開催日から**５日以内**に、開発事業の構想について、**開発事業者に対して意見書を提出**できます。（P.１の３を参照。）

　意見書を提出した場合は、開発事業者より意見に対する見解を示した見解書が交付又は送付されます。

**縦覧期間（14日間）中に、横浜市を介して開発事業者に再意見書を提出**できます。（５を参照。）再意見書を提出した場合は、開発事業者より意見に対する見解を示した再見解書が交付又は送付されます。

開発事業について、横浜市と開発事業者は協議を行います。

開発事業者は、開発事業の構想、周知の結果、構想についての意見、意見に対する見解を示した開発事業構想書を市に提出します。

開発事業構想書は、市が内容を確認後に、ウェブサイトに掲載し、縦覧に供します。

（P.３の７(1)を参照。）

①から⑬の手続が終了し、整備すべき施設等の基準を満たしている場合は、市は条例の同意を行い、開発事業者に通知します。

開発事業者は、同意後に開発事業の実施に必要な手続（開発許可申請や、建築確認申請等）を行います。

**②標識設置届出書の提出**

**③標識設置届出書の閲覧**

**④説明会の開催通知書
・周知資料の配布**

**⑥意見書の提出**

**⑦見解書の交付・送付**

**⑧開発事業構想書の提出**

**⑬市との協議
（再意見書が提出された場合）**

**⑨開発事業構想書の縦覧**

**⑩再意見書の提出**

**⑫再見解書の交付・送付**

**⑪再意見書の交付・送付**

**⑭同意申請**

**⑮同意通知**

開催７日前まで

５日以内

**⑤説明会の開催**

**（２回以上）**

縦覧期間

14日間

意見のやり取り

５　再意見書の提出（※横浜市に提出し、横浜市より開発事業者に交付・送付します。）

|  |  |
| --- | --- |
| **提出期間** | **開発事業構想書の縦覧期間（14日間）中** |
| **提出方法** | ①　手渡し、又は郵便・信書便により送付②　電子メールでの送信③　横浜市電子申請・届出システムの使用（P.３の７(1)のウェブサイトよりアクセスできます。） |
| **提出先** | 横浜市の担当部署（P.３の８を参照。） |
| **意見の対象** | 開発事業構想書の内容について御意見を提出できます。 |
| **留意事項** | ※　縦覧期間、P.３の７(1)のウェブサイト又は現地の標識にて確認できます。※　再意見書には、P.１の１の**「受付番号」又は「開発事業の所在地（地番）」**のいずれかと、**「御意見を提出する方の住所・氏名」**を明記してください。※　再意見書の様式は、P.３の７(2)のウェブサイトよりダウンロードできます。なお、それ以外の様式の書類等の提出も可能です。 |

６　見解書・再見解書の交付・送付方法

意見書又は再意見書を提出した場合は、次のいずれかの方法により開発事業者より見解書又は再意見書が交付又は送付されます。

|  |  |
| --- | --- |
| **交付・送付方法** | ①　手渡し②　郵便受箱（新聞受箱等これに準ずる物を含む。）に投かん③　郵便・信書便により送付④　電子メールでの送信 |

７　条例の手続に関するウェブサイト

(1)　標識設置届出書、開発事業構想書等（開発事業に関する書類等）を縦覧・閲覧できる横浜市管理
のウェブサイト

アドレス：https://kaihatsu.city.yokohama.lg.jp/

アドレスの二次元コード：右記のとおり。

※　市庁舎２階のよこはま建築情報センター（開庁日時：８：45～17：00（横浜市の休日を除く。））に上記ウェブサイトを閲覧できる端末を設置しています。

(2)　条例の案内について掲載した横浜市のウェブサイト

アドレス：https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/takuchi/jorei/

アドレスの二次元コード：右記のとおり。

※　意見書・再意見書の様式をダウンロードできます。

８　横浜市の担当部署・問い合わせ先（再意見書の提出先）

手続の担当部署・問合せ先及び再意見書の提出先は次のとおり（チェックされた担当部署）です。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **該当****に☑** | **担当部署** | **電話番号** | **再意見書の提出先** |
| **E-mail** | **所在地** |
| **□** | 建築局 宅地審査課指導担当 | 北部（緑・青葉・都筑） | 045-671-4515 | kc-taku-iken@city.yokohama.lg.jp | 〒231-0005横浜市中区本町6－50－10横浜市役所25階 |
| **□** | 〃 | 西部（南・保土ケ谷・旭・瀬谷・泉） | 045-671-4516 |
| **□** | 〃 | 南部（港南・磯子・金沢・戸塚・栄） | 045-671-4517 |
| **□** | 〃 | 東部（鶴見・神奈川・西・中・港北） | 045-671-4518 |
| **□** | 建築局 調整区域課 指導担当 | 045-671-4521 | kc-chou-iken@city.yokohama.lg.jp |
| **□** | 建築局 情報相談課 中高層担当 | 045-671-2350 | kc-jssodan@city.yokohama.lg.jp |

（注意）

　この用紙は、横浜市が作成した様式を使用して、開発事業者が配布するものです。